

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 の平成25年度の業務実績の評価結果

平成26年8月21日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成25年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）は、独立行政法人産業安全研究所と独立行政法人産業医学総合研究所を統合し、平成18年4月に発足した研究所であり、発足以来、厚生労働大臣が定めた中期目標を達成するため、計画的に業務運営を行っているものである。

平成23年3月には、それまでの第一期中期目標（目標期間：平成18年度～平成22年度）に代わる第二期中期目標（目標期間：平成23年度～平成27年度）が定められ、平成23年度以降は第二期中期目標の達成のために業務運営を行っている。

研究所の業務実績の評価に当たっては、統合による効果を最大限に発揮し、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（労働現場のニーズ・実態の把握、労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究実施等）が図られているか、更には業務運営の効率化、財務内容の改善及びその他業務運営の改善について十分に取り組まれているかという観点から、第二期中期目標の3年度目における達成度について評価を行うものとする。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）等に基づき、平成23年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成25年度業務実績全般の評価

研究業務の実施については、研究員自らによる労働現場等への訪問、国内外の学会・会議等への積極的な参加、業界団体等との意見交換、行政との連絡会議の実施等、様々な機会を通じて労働現場ニーズや行政ニーズを把握し、研究業務への反映を行っているとともに、プロジェクト研究に研究費・人員を重点的に投入して、内部・外部の研究評価を通じ、的確な目標設定を行うことにより、制度改正やガイドラインの見直しに直結する研究成果を上げていることは高く評価できる。今後は、「介護職場における総合的な労働安全衛生研究」に見られるような産業安全分野、労働衛生分野の統合効果を意図したプロジェクト研究の更なる推進が期待される。

また、研究の評価の実施に当たっては、内部評価及び第三者による外部評価を実施しているほか、内部評価規程及び外部評価規程を改正し、評価結果を踏まえた研究計画等の見直しを行う仕組みを導入したことは評価できる。

研究成果については、インターネット等により発信されているが、国際学術

誌としてインパクトファクターが高い「Industrial Health」、和文学術誌「労働安全衛生研究」等への掲載論文を研究所ホームページに掲載し、アクセス件数も目標を大幅に上回っており、その実績については、高く評価できる。

厚生労働省からの依頼に基づき実施している労働災害の原因の調査等については、岡山県倉敷市の海底トンネルの崩壊水没災害をはじめ、行政ニーズに応じ、年間１７件実施するとともに、災害調査等の報告書の大多数が労働基準監督署等において再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として活用されていることは高く評価できる。

労働安全衛生分野への研究振興への貢献、大学等への客員教授、非常勤講師等の派遣等による研究・教育支援や若手研究者の受入、研究指導等による若手研究者等の育成についても評価できる。

また、清瀬・登戸両地区が一体となって業務を推進しており、機動的かつ効率的な業務運営体制の確立が図られるとともに、随意契約の見直し等に取り組み、目標を大幅に上回る経費節減を達成したことは評価できる。

運営費交付金以外の収入の確保については、件数、合計金額ともに前年度を上回る実績を上げたものの、数値目標の達成には至っておらず、今後とも、外部研究資金の獲得額の向上に向け、より一層積極的に取り組まれることを期待したい。

これらを踏まえると、平成２５年度の業務実績については、大幅な経費削減を図りつつ、効率的な業務運営体制を確立するとともに、労働現場や行政のニーズを把握した上で労働安全衛生施策に直結する質の高い研究を実施し、その成果を普及するためインターネット等を経由して情報発信し、また、労働災害の原因の調査等の実施に高い実績を上げ、多くの社会的貢献を行ったことから、研究所の目的である「職場における労働者の安全及び健康の確保」に資するものであり、高い水準で業務を実施したと評価できる。

今後は、国内の事業場労使やメーカー、関係団体等による安全衛生活動の推進に資する調査研究等の業務を引き続き実施するとともに、我が国の労働安全衛生行政の国際戦略上重要な役割を占める労働安全衛生領域のナショナルセンターとして、戦略的な業務運営に積極的に努めることが望まれる。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については２のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

２．具体的な評価内容

（１）国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について

① 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映

研究所主催の講演会やシンポジウムの開催、国内外の学会等への参加等は

もとより、研究員自らが積極的に現場に赴くなど、多面的な努力により労働現場のニーズ把握に努めたほか、労働災害の発生状況の変化に対応し、これまで関係が希薄であった第三次産業関係の団体等とも新たに意見交換・情報交換を実施するなど、関係者の意見の把握に努めるとともに、行政との連絡会議、行政要請研究の実施など、行政ニーズの積極的な把握に努め、業務へ反映していることは評価できる。

今後は、現場ニーズの把握によって得られた知見をもとに、行政に対して研究提案を行うことが期待される。

② 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施

労働現場のニーズ及び行政ニーズに基づき、プロジェクト研究１２課題を設定し、研究費・人員を重点的に投入するとともに、内部・外部の研究評価を通じ、的確な目標設定や次年度の研究計画への反映を行うことにより、高い研究成果を上げている。

さらに、労働災害を防止するために必要な基盤技術の高度化に資するものとして、長期的視点から実施する必要がある基盤的研究についても、労働災害の発生動向や現場ニーズを十分に踏まえるとともに、プロジェクト研究への発展を視野に入れて課題数を厳選して実施するとともに、その成果を着実にプロジェクト研究へと繋げている。

中でも、プロジェクト研究として実施した「建設機械の転倒及び接触災害の防止に関する研究」や「介護職場における総合的な労働安全衛生研究」については、東日本大震災の復旧・復興工事に伴う労働災害の増加や産業構造の変化に伴う労働災害発生状況の変化に的確に対応し、制度改正やガイドラインの見直しに直結する成果を上げていることは高く評価できる。

今後は、基盤的研究については労働災害の発生動向や現場ニーズを十分に踏まえ、競争的研究資金を戦略的に活用し、厳選して実施することにより、研究所が有するリソースの更なる集中化を図り、「介護職場における総合的な労働安全衛生研究」に見られるような、産業安全分野、労働衛生分野の統合効果を意図したプロジェクト研究の更なる推進を図ることが望まれる。

③ 研究評価の実施

内部研究評価及び労働安全衛生分野の専門家及び労使関係者等から構成される第三者委員会による外部研究評価が適切に実施され、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表していることは中期目標どおりに進捗したと評価できる。

特に、研究計画作成時に重複研究の排除を徹底していることや共同研究における研究所の貢献度を明確にする努力を行っていること、内部評価規程及

び外部評価規程を改正し、評価結果を踏まえた研究計画等の見直しを行う仕組みを導入したことは評価できる。

④ 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献

19名の役職員が、ISO、IEC、JIS 等国内外の基準の制改定を行う57件の検討会等に委員として参画するとともに、うち、9件については委員長、主査としてその知見、研究成果等を提供している。また、調査研究の成果については、「車両系建設機械に係る労働安全衛生規則」などの関係法令や各種の指針、通達等18件に反映されており、法令、基準制定への科学技術的貢献については、件数、貢献内容等から判断し、質・量ともに中期目標を大きく上回る実績を上げていると判断できるものであり、極めて高く評価できる。

特に、厚生労働省が策定以来、19年ぶりに改正した「職場における腰痛予防対策指針」については、高齢化社会にあって厳しさを増す介護従事者の腰痛予防対策の基盤的な指針となり得るものであり、その改正に直結する研究成果を上げたことは高く評価できる。

今後は、研究結果を踏まえた改正の効果についても把握することにより、研究成果及び行政施策の更なる発展に資することが望まれる。

⑤ 学会発表等の促進

国内外の学会、研究会、講演会等での、講演・口頭発表等回数は367回(研究員一人当たり、4.2回)、また論文発表等355報(研究員一人当たり、4.1報)となり、研究員一人当たりの講演・口頭発表、論文発表等の数については、中期目標を上回っており評価できる。

また、研究論文については、査読付きの原著論文数が前年度を大幅に上回ったほか、学会より優秀論文賞等を受けたものが6件あるなど、その量のみならず、質についても評価できる。

⑥ インターネット等による研究成果情報の発信

国際学術誌「Industrial Health」、和文学術誌「労働安全衛生研究」等への掲載論文をはじめ、各種の研究業績・成果を研究所ホームページに掲載するなど、積極的な情報発信に努めており、また、ホームページ掲載情報へのアクセス件数も目標数値の3倍に当たる年間195万件を達成するなど、インターネット等による研究成果情報の発信は中期目標を大幅に上回っており、その実績については高く評価できる。

また、一般紙等への寄稿、新聞、TV取材等についても積極的に対応し、前年を上回る成果を上げている。

今後は、ホームページにアクセスした者の意向分析や掲載情報のダウンロード数等の指標についても把握するとともに、研究成果が各方面において広く活用されるよう、わかりやすい情報発信の更なる推進に努めることが望まれる。

⑦ 講演会等の開催

安全衛生技術講演会を3回、研究所の一般公開を2回、民間機関との共催による講習会等を2回、合計7回の講演会等を開催し、研究成果の一般への普及を図っている。また、講演会参加者の評価も良好であり、中期目標を上回っているものと評価できる。

また、平成25年度からは、「厚生労働省こども見学デー」にも新たに参画するなど、研究成果の国民への積極的な普及に努めている点は評価できる。

⑧ 知的財産の活用促進

研究員に対する知的財産に関する研修を実施するとともに、研究者からの相談対応に特許権の取得に精通した研究員を配置する等により、特許権等の出願を積極的に行うなど中期目標を上回る実績を上げており評価できる。

また、実施されていない特許等の保有見直しを実施したことについても知的財産の活用促進に必要な取組の一環として評価できる。

⑨ 労働災害の原因の調査等の実施

厚生労働省からの依頼に基づき実施している労働災害の原因の調査等については、これを適切に実施するための体制として労働災害調査分析センターを組織し、限られたリソースの有効活用により、行政ニーズに応じ、年間17件の災害調査を実施したことは極めて高く評価できる。

特に、平成24年2月に依頼を受けた岡山県倉敷市の海底トンネルの崩壊水没災害等については、建設安全のみならず、材料工学や機械安全を専門とする研究員からなるチームを編成して調査に当たったことから、調査開始当初から原因調査の中心的役割を担い、災害発生原因の究明に繋げることができた。

特に、災害発生原因の究明に当たっては、施工時に記録されたデータの分析や数値解析等により、シールドマシンの挙動やセグメントの崩壊メカニズムのシミュレーションを行っており、その手法やアプローチは、今後のシールドトンネルの設計、施工時の安全対策に係る研究の方向性をも示唆するようなものとなっており、災害調査にとどまらない成果に繋がることが見込まれている。

また、災害調査、鑑定等の報告書が、労働基準監督署等において、災害の

再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として役立ったとする割合は97%と、目標数値である80%を大きく上回っており、原因調査研究結果の行政への貢献度は高く評価できる。

⑩ 労働安全衛生分野の研究の振興

国際学術誌「Industrial Health」の年6回の発行、和文学術誌「労働安全衛生研究」の年2回の発行、海外の研究者を交えた「墜落災害の防止と防護に関するワークショップ」の開催など労働安全衛生分野の研究振興に資する取組は評価できる。

また、国際会議等の機会を利用し、労働安全衛生に関する技術、研究動向、制度等に関する調査、情報収集を行い、関係機関に対して提供したことは適切であり評価できる。

ホームページ上の書籍事項へのアクセス数は26万件を超えており、9万件を超える全文ダウンロードがなされているほか、「Industrial Health」のインパクトファクターが1.045となり目標数値の0.8を大幅に上回っているなど、国際学術誌としての認知度が高まってきていることは評価できる。

⑪ 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献

7大学との連携大学院協定等に基づく活動や17大学への客員教授等の派遣等により各大学等との連携を強化し、連携大学院制度に基づく大学院生1名をはじめ、内外の大学・研究機関から63名の若手研究者等を受け入れ、研究指導した点は、労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成に資するものとして評価できる。

⑫ 研究協力の促進

全研究課題に占める共同研究の割合は、数値目標の15%を大きく上回る31%であり、高く評価できる。外部機関への研究員派遣が35名、企業等からの受入れが63名の実績を上げており、数値目標として掲げた20名を大幅に上回った点についても高く評価できる。

このように、共同研究、研究員の相互派遣、さらには研究協力協定の締結（さらに米国、韓国の研究所等との連携）など国内外の労働安全衛生関係機関等との研究協力の推進については中期目標を上回る実績を上げており高く評価できる。

（２）業務運営の効率化に関する事項について

① 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立

理事長のリーダーシップの下で、「理事長打合せ」、「役員会議」、「両地区合同部長等会議」により、平成25年度計画に基づく業務運営の進捗管理及びその状況に応じた対応を図るとともに、清瀬・登戸両地区に年度計画の主な項目ごとの業務担当者を適材適所に配置し、両地区が一体となって業務を推進しており、的確な業務運営体制の確立を図ったと評価できる。

また、業務の効率化を進めるため、TV会議システム及び電子決裁システムを積極的に活用していることも評価できる。

今後は、産業安全分野、労働衛生分野の統合効果を意図したプロジェクト研究の増加等を通じ、組織面、人事面での交流も含めた安全分野と衛生分野の一体化が望まれる。

② 業務運営の効率化に伴う経費削減

一般管理費・業務経費などの経費及び常勤役職員の人件費の節減は、中期目標を上回る実績を達成しているほか、随意契約の見直しによる競争性の確保等により経費節減を進めてきており、更なる効率化に努め、実績を上げていると評価できる。

一方で、今後、過度な効率化により、研究員の事務負担が増大し、研究活動に支障を及ぼすことがないように、研究推進に当たっての支援が望まれる。

(3) 財務内容の改善に関する事項について

① 運営費交付金以外の収入の確保

研究費補助金等の競争的研究資金及び受託研究の獲得など、運営費交付金以外の収入の確保に向け組織的な取組を行っていることは評価できる。

しかしながら、外部資金の獲得状況については、件数、合計金額ともに昨年度を上回る実績を上げたものの、数値目標の達成には至っておらず、今後とも、外部研究資金の獲得額の向上に向け、研究計画書の記載方法等に関する研修体制の充実などより一層の取組みを期待したい。

② 予算、収支計画及び資金計画

一般管理費・業務経費などの経費及び常勤役職員の人件費の節減は、中期目標を上回る実績を達成しているほか、一般競争入札を徹底（一者応札・応募も減少）する等により経費の節減が図られ、その結果、平成25年度決算では、当初予算額に対する執行率が人件費（退職手当を除く。）は94.7%、一般管理費は81.7%、業務経費は94.9%にまで抑制されていることは評価できる。

一方で、今後、過度な節減により、業務に支障が生じないように配慮することが必要である。

(4) その他業務運営の改善に関する事項について

① 人事に関する計画

人事に関する計画については、任期付き研究員の採用、若手研究員等の資質向上と環境整備、人員の指標及び人件費の削減等、適切に実施されていると評価できる。

特に、資質の高い研究員を採用するため、募集分野数を拡大するとともに、公募情報を広く周知する等の工夫を採用活動において行ったことは評価できる。

今後は、一層の採用応募者の増加に努められるとともに、採用した研究員については適切なOJT及びOFFJTで育成していくことを期待したい。

② 施設・設備に関する計画

施設整備については、耐用年数、用途、使用頻度等を勘案して、年度計画に沿って適切に実施されている。

③ 公正で的確な業務の運営

情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ管理規程の整備等による情報の管理、研究倫理審査委員会における審査、諸規則法令遵守状況の把握等、公正で適切な業務運営に向けた取組は評価できる。

また、厚生労働科学研究費補助金取扱規程に基づき、研究課題21件に対する実地の内部監査を実施したことは評価できる。

(5) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

当期総利益15百万円は、施設及び機器の貸与料他によるものである。

② 保有資産の管理・運用等について

研究所は、前身である産業安全研究所及び産業医学総合研究所が平成13年に独立行政法人化した際に国等から事業に必要な資産だけを承継して事業を開始しており、現時点では不要な保有資産はないものと判断する。

なお、平成25年度に歩道拡充の必要性から清瀬市に売却した土地の一部については、所要の手続きを経て売却後、国庫に返納している。

③ 組織体制・人件費管理について

人件費については、毎年度1%以上削減することを中期目標に掲げていることから、毎年度、当該目標の達成が可能となるような予算を編成すると

もに、その範囲内で執行している。

ラスパイレス指数は研究員 92.0、事務・技術職が 100.6 となっている。

事務・技術職については 100 を超えているが、当研究所は国家公務員に完全準拠した給与システムとなっており、地域手当等の手当部分が影響しているものと考えられる。今後とも、適正な水準の維持に努められたい。

④ 事業費の冗費の点検について

経費の節減については、中期目標期間の数値目標である一般管理費（△ 15 %）、事業費（△ 5 %）を上回り、一般管理費（△ 25.9 %）、事業費（△ 8.0 %）となっており、評価できる。

⑤ 契約について

契約については「随意契約等見直し計画」による見直しが実施された。

平成 25 年度は、競争性のある契約が 63 件あったが、このうち、一者応札・応募となったものは 21 件（33.3 %）であり、競争性のない随意契約は 4 件であった。今後も一者応札や競争性のない随意契約の減少に努められたい。

⑥ 内部統制について

内部統制については、監事監査で特別な指摘はない。

⑦ 事務事業の見直し等について

研究資金の 1/3 以上を外部研究資金によって獲得するよう努めることとしているが、今年度は 18.7 %にとどまっており、更なる取組が必要である。

研究施設・設備の有償貸与による賃貸収入は、平成 25 年度 111.4 万円を計上したが、平成 24 年度（116 万円）を下回った。

知的財産権については、特許実施料（1 件 179 千円）を計上している。今後も知的財産権の活用を推進する必要がある。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行ったところ、十分な連携が行われていると認められた。